

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 軽石義則

- 1 日時
平成30年12月7日（金曜日）
午前10時0分開会、午前11時59分散会
（休憩 午前10時49分～午前10時50分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
軽石義則委員長、川村伸浩副委員長、田村誠委員、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、
千葉伝委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員、樋下正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、小志戸前担当書記、藤原併任書記、橋場併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
高橋秘書広報室長、上和野副室長兼首席調査監、千葉首席調査監、
藤澤秘書課総括課長、佐々木広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
佐藤企画理事兼総務部長、熊谷副部長兼総務室長、佐々木総合防災室長、
山崎参事兼管財課総括課長、松村特命参事兼行政経営課長、今入札課長、
佐藤人事課総括課長、臼井財政課総括課長、松本法務学事課総括課長、
横道税務課総括課長、西島防災危機管理監、栗澤防災消防課長、
中野総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
白水政策地域部長、鈴木理事兼副部長兼地域振興室長、
佐々木理事兼科学 I L C 推進室長、小野副部長兼政策推進室長、
伊勢参事兼調査統計課総括課長、
小野寺参事兼三陸防災復興プロジェクト2019推進課総括課長、押切国際室長、
箱石交通政策室長、岩渕政策監、竹澤評価課長、滝山調整監、
小原市町村課総括課長、藤田情報政策課総括課長、菅原地域振興監、
渡辺地域交通課長
 - (4) 復興局

佐々木復興局長、千葉技監兼副局長、森副局長、佐々木復興推進課総括課長、
和村まちづくり再生課総括課長、小原産業再生課総括課長、
工藤生活再建課総括課長

(5) 出納局

高橋会計管理者兼出納局長、山梨会計指導監

(6) 人事委員会事務局

菊池人事委員会事務局長、蛇口参事兼職員課総括課長

(7) 監査委員事務局

熊谷監査委員事務局長、千葉監査第一課総括課長

(8) 警察本部

高石警務部長、吉田参事官兼警務課長、中村参事兼会計課長、
小田島参事官兼生活安全企画課長、阿部参事官兼交通企画課長

(9) 議会事務局

千田議会事務局次長、小倉参事兼総務課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費

第5項 選挙費

第6項 防災費

第7項 統計調査費

第9項 人事委員会費

第10項 監査委員費

第3款 民生費

第5項 災害救助費

第9款 警察費

第 11 款 災害復旧費

第 1 項 庁舎等施設災害復旧費

- イ 議案第 6 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第 7 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- エ 議案第 8 号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- オ 議案第 9 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- キ 議案第 14 号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- ク 議案第 10 号 岩手県県税条例の一部を改正する条例
- ケ 議案第 43 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- コ 議案第 44 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- カ 議案第 52 号 当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

- 受理番号第 79 号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しを求める請願

(3) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**軽石義則委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。なお、本日の日程は、審査の都合上、議事の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 1 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第 1 款議会費、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 2 項企画費、第 3 項徴税费、第 4 項地域振興費、第 5 項選挙費、第 6 項防災費、第 7 項統計調査費、第 9 項人事委員会費、第 10 項監査委員費、第 3 款民生費、第 5 項災害救助費、第 9 款警察費、第 11 款災害復旧費、第 1 項庁舎等施設災害復旧費、議案第 6 号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第 7 号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 8 号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 9 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 14 号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上 6 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○白井財政課総括課長 それでは、議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。今回の補正は、沿岸被災市町村が実施する福祉灯油事業に対する補助に要する経費や、被災した大船渡警察署大船渡駅前交番の復旧に係る用地購入費など、東日本大震災津波からの復旧、復興のための予算を計上したほか、県立学校生徒の重大事案に関する調査委員会設置運営費や、人事委員会勧告を踏まえた給与改定等に伴う給与費を計上したものであります。

まず、第1条ですが、歳入歳出それぞれに16億1,026万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,775億2,660万円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費のとおり、第3条債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正のとおりであります。7ページ、第2表繰越明許費について当委員会の所管のものはございません。また、8ページ、第3表債務負担行為補正についても、当委員会所管のものはございません。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書3ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきましては、東日本大震災津波からの復旧復興事業の歳出に連動して、震災復興特別交付税を2,369万6,000円増額するものであります。

4ページをお開き願います。12款繰入金、2項基金繰入金については、被災地福祉灯油等特別助成事業の財源の一部とするため、東日本大震災津波復興基金からの繰り入れを624万7,000円増額するものでございます。

5ページをお開き願います。13款繰越金につきましては、今回の補正の財源とするため15億7,653万7,000円増額するものでございます。

6ページをお開き願います。14款諸収入につきましては、教育委員会の派遣指導主事に係る市町村負担金等でありまして、378万8,000円増額するものでございます。

次に、当委員会所管の歳出について御説明申し上げます。給与改定等に対応した経費として、7ページ、1款議会費から、14ページ、2款総務費の7項統計調査費まで、16ページから17ページの2款総務費、9項人事委員会費及び10項監査委員費、22ページまで飛びまして、3款民生費のうち5項災害救助費、45ページまで飛びまして、9款警察費、1項警察管理費及び次ページの2項警察活動費をそれぞれ増額補正するものでございます。給与改定等に対応した経費でございます。

次に、55ページまで飛びまして、11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費でございます。こちらは、東日本大震災津波により被災した大船渡警察署大船渡駅前交番の復旧に

係る用地購入費でございまして2,420万円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤人事課総括課長 続いて、議案第6号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております議案第6号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。諸般の情勢に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。特別職の職員の期末手当の支給割合を表に記載のとおり、現行から0.1月分引き上げ、年間3.25月分から3.35月分に改定しようとするものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。この条例は、平成30年12月に係る部分については公布の日から、それ以外の部分については平成31年4月1日から施行しようとするものであります。また、2、（2）の平成30年12月に係る期末手当の支給割合は、同月1日から適用するとともに、所要の経過措置を講じようとするものであります。

次に、議案第7号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第14号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。一括説明させていただきます関係から、少々説明が長くなりますこととお許し願います。

議案番号は前後いたしますが、先に議案第9号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第14号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案第9号については、議案（その2）の9ページ、議案第14号については、議案（その2）の71ページになります。便宜、お手元に配付しております議案第9号及び議案第14号の条例案の概要をごらんいただきたいと思います。

まず、議案第9号の条例案の概要から御説明申し上げます。まず、1の改正の趣旨についてであります。岩手県人事委員会の平成30年10月11日付の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当及び宿日直手当の支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず（1）の給料表の改定につきましては、全ての給料表について、若年層に重点を置きつつ、全ての給料月額を引き上げ改定しようとするものであります。

次に、（2）、アの初任給調整手当の改定につきましては、医師等に支給される初任給調整手当の支給月額の限度額について、医療職給料表（1）の適用を受ける職員は41万4,300円から41万4,800円に、医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける職員は5万700円から5万800円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

次に、(2)、イの宿日直手当の改定につきましては、勤務1回当たりの支給限度額を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,200円から7,400円に、その他の宿日直勤務にあつては4,200円から4,400円に引き上げ、またこれらの宿日直勤務が半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、その支給限度額を1万800円から1万1,100円に、6,300円から6,600円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

次に、(2)、ウの期末手当の改定につきましては、平成31年度の支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、年間の支給月数に変更はありませんが、6月期と12月期の支給月数を同じ月数とするものであります。

次に、(2)、エの勤勉手当の改定につきましては、本年度及び平成31年度の支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、本年度については12月期の勤勉手当の支給割合を現行から0.1月分引き上げ、再任用職員以外の一般職にあつては年間1.85月分としようとするものであります。その結果、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給割合は、4.35月分から4.45月分となるものであります。

また、平成31年度の勤勉手当の支給割合については、6月期及び12月期ともに現行から0.05月分引き上げることで、再任用職員以外の一般職にあつては、先ほど申しあげました本年度改定後の年間支給割合と同じく、年間1.85月分、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給割合を4.35月分から4.45月分としようとするものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。まず、(1)につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容のうち、(2)、ウの平成31年度の期末手当及び(2)、エの平成31年度の勤勉手当の支給割合の改定につきましては、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、(2)につきましては、先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容のうち、(1)の給料表、(2)、アの初任給調整手当及び(2)、イの宿日直手当の改定は本年4月1日から、(2)、エの本年度の勤勉手当の支給割合の改定は本年12月1日から適用しようとするものであります。

次に、(3)につきましては、条例の改正に際して所要の経過措置を講じようとするものであります。

次に、議案第14号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。こちらは給料月額、宿日直手当の支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定について、先ほど御説明しました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様の改正をしようとするものであります。

次に、議案第7号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第8号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、まとめて御説明申し上げます。

議案第7号については議案(その2)の3ページ、議案第8号については議案(その2)の6ページになります。便宜、お手元に配付しております議案第7号及び議案第8号の条例案の概要のほうをあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、それぞれの条例の1の改正の趣旨についてであります。特定任期付職員及び任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

なお、特定任期付職員とは、高度の専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を有する者を一定期間活用する任用形態の職員であります。現在特定任期付職員の任用実態はございません。

また、任期付研究員とは、研究業績等により特にすぐれた研究者や独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる若手研究者を一定期間研究に従事させる任用形態の職員であります。こちらも現在任用実態はございません。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず(1)の給料表の改定につきましては、特定任期付職員及び任期付研究員の給料月額を引き上げようとするものであります。

次に、(2)の期末手当の改定につきましては、本年度及び平成31年度の支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、本年度については12月期の期末手当の支給割合を現行から0.1月分引き上げようとするものであり、平成31年度については6月期及び12月期の期末手当の支給割合を現行から0.05月分引き上げようとするものであります。その結果、期末手当の年間支給割合は3.25月分から3.35月分となるものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。これらの条例は公布の日から施行しようとするものであります。先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容のうち、(2)の平成31年度の期末手当の支給割合の改定につきましては、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。なお、現在任用中の特定任期付職員及び任期付研究員がいないことから、特定任期付職員及び任期付研究員に係る条例の適用や経過措置の規定は設けておりません。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** 一般職の給与条例の改正の関係ですけれども、まずこの条例が可決され、補正予算も可決されると、年内に給与等の追加分が支給されると思いますけれども、その支給日などは決まっているのかどうか。

次に、支給額ですけれども、例えば何十代主事級、何十代係長級など、差額の支給額が幾らになるのかのモデルを教えてくださいたいと思います。

それから、高齢層の職員の問題ですけれども、現給保障が今回で終了する職員が出てくるということですね。それで、今回の給与改定があっても、普通会計で2,500人を超える職員が現給保障のままで、4月から賃下げになると聞いているのですけれども、高齢層職員、現給保障の対象者に対する勤労意欲の確保という面では、どういう取り組みをして

いくのか伺いたいと思います。

○佐藤人事課総括課長 まず、支給日でございます。補正予算等を可決いただきました上での話ですけれども、委員から御指摘いただいた年内支給に努めていきたいと思いますが、その点につきましてはまだ確定していない状況でございます。

次に、今回の給与改定に基づきます差額のモデルでございますが、例えば25歳の主事で申し上げますと、年収で改定前が327万5,000円から改定後331万5,000円と4万円のアップ。40歳の主査で申し上げますと、改定前が589万円から改定後593万5,000円と4万5,000円のアップとなります。

それから、高齢層職員の勤務意欲の確保といった御質問をいただきました。制度の範囲内というところがありますけれども、これまでも諸手当ですとか、あるいは介護休暇等を含めて休暇制度等の改善の取り組みを行ってきたところがございます。特に震災以降、若手職員がふえていく中で、それぞれの職場で高齢層の職員が、若手職員の育成あるいは指導といった面で大きな役割を果たしているものと認識しております。こうしたそれぞれの職場、あるいはそれぞれの職員の状況を丁寧に把握しながら、適正な評価を行っていくことを通じまして、高齢層職員の勤務意欲の確保に努めていきたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。高齢層職員への配慮というのはなかなか難しいと感じるところでございます。一層の取り組みをしていただきたいと思います。

今回は諸手当の改善もあるのですが、職員の方々から要望されていてもなかなか実現できないというものもあると思います。遠距離通勤の関係ですけれども、自己負担が増大しているのではないかとされています。70キロメートル以上の距離区分を新設してほしいとか、高速道路利用を対象にしてほしい、ガソリン価格が高くなって、その対応もしてほしいなど、さまざまな要望も出ていたはずなのですが、それはどのようになったのかを伺いたいと思います。

それから、獣医師などの専門職の処遇改善をするべきだということが議会でもずっと出ておりましたけれども、どのようになるのか伺いたいと思います。

○佐藤人事課総括課長 まず、通勤手当の関係で、特に遠距離通勤についての御質問がございました。幾つかお話をいただいたうち、まずガソリン価格についてでございますが、これまでも通勤手当の改定につきましては、ガソリン価格の動向ですとか、国、他県の均衡等を総合的に勘案して改定の必要性を判断してきたところがございます。ガソリン価格は、今年度に入って上昇傾向にございましたけれども、直近の状況を見ますとまた下落の傾向にあるということで、国際情勢等もあって短期間で価格が変動する状況にあると思っております。やはり、一定の期間の価格動向を踏まえて対応していく必要があると考えております。こうした中、今年度の人事委員会勧告では、この部分については言及がなかったところで、改定の必要性がないと判断をしたところがございます。ただ、やはり長距離通勤の負担軽減という点は、我々も課題と認識しておりますので、引き続き人事委員会とも意見交換をしながら検討を重ねていきたいと考えております。

もう一つ、距離区分等のお話もございました。これも全国的にさまざまな考え方がございまして、他県の状況も十分に把握をしながら、今後研究していきたいと考えております。

それから、もう一つ、獣医師の処遇につきましては、人事委員会勧告において言及がございまして、獣医師の処遇改善につきましては他県との均衡の観点から、来年度から6年制大学を卒業した獣医師の初任給の引き上げについて、人事委員会に改正を要請したいと考えているところでございます。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。通勤手当について、他県の状況も見てということですが、70キロメートル以上が通勤距離に入っているという県は限られると思うのです。本県はやはり広い県土ですので、通勤距離が長いということも一つ課題になると思います。次期総合計画の中でも、仕事や余暇を充実させようと言っているわけですから、遠距離通勤も考慮しなければならないのではないかと思います。人事異動もいろいろ苦勞されると思うのですけれども、なぜ遠距離通勤をさせなければならないのかという人的な配慮の問題もあると思います。やむを得ない場合は持ち出しがないように手当の配慮などを考えていただきたいと思っております。対応を検討いただきますよう要望し、発言を終わります。

○軽石義則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○横道税務課総括課長 議案第10号の岩手県県税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の54ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。災害により滅失し、または損壊した不動産にかわる不動産を取得した場合における不動産取得税の減免に係る期間の特例を設けようとするものでございます。

現行の条例の規定につきましては、議案54ページをごらんいただきたいと存じますが、第66条2第1項におきまして、災害により滅失または損壊した不動産の代替不動産に対す

る減免措置といたしまして、滅失または損壊の日から2年以内に取得した代替不動産について減免の対象としております。平成28年台風第10号災害の場合は、特に岩泉町の場合、現在進められております集団移転地造成工事や河川改修工事が終わらなければ、住宅の建築など代替不動産を取得できない方がいらっしゃいます。そこで、これらの工事の完了後に代替不動産を取得する場合につきましても、既に減免を受けることができた方との公平性を確保するため、不動産取得税の減免を受けることができるようにするものでございます。

具体的には、改正後の欄の第2項でございますが、災害復旧事業の状況その他のやむを得ない事情で2年以内の代替取得が困難であるときは、期限を知事が指定する期間、延長することができるとする特例を設けようとするものでございます。なお、延長期間の指定は、別途告示することを想定しております。

条例案の概要に戻っていただきまして、次に3の施行期日についてでございますが、公布の日から施行し、平成28年8月30日以後に発生した災害について適用するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第43号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高石警務部長** 議案第43号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案(その2)の117ページをお開き願います。内容については、お手元にお配りしております議案第43号関係資料により御説明いたします。

提案の趣旨であります。警察職員の職務執行に伴い、過失により他人に損害を与えた事件に係る和解及び国家賠償法第1条第1項の規定により、県が賠償する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の

損害賠償の額につきましては、車両の損傷に伴う修理費用 2 万 45 円とし、和解の内容は、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**飯澤匡委員** これは、損害賠償の和解に係る議会の議決を求めているものだということは理解しますが、私の経験上、警察官が職務執行のため、みずから相手方のドアをあけるということは、余りない事例かと思うのですが、この状況について、どういう事案が発生して、どういう対応をされたのかについて御説明願えればと思います。

○**吉田参事官兼警務課長** 事案の概要についての御質問でございます。本件は、本年 9 月 25 日夜間、午後 10 時 34 分ごろのことでございますが、関係職員が同僚の警察官とともに久慈市長内町地内を警ら中、今回の相手方の長男が運転する当該車両に停止を求めまして職務質問を行った際に、職務質問に付随して助手席のドアをあけたという行為によって損傷したものでございます。

職務質問の詳細につきましては、御本人のプライバシーに関することもありますので、答弁を差し控えさせていただきますけれども、警察官は必要により車両の停止を求め、あるいは必要によっては職務質問に付随してドアをあける行為が一般に認められているところでございます。

○**軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 52 号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**白井財政課総括課長** 議案第 52 号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 128 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

まず、提案の趣旨についてですが、平成 31 年度において、公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額 98 億円の範囲内で発売しようとする事について、当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、平成 31 年度における発売額 98 億円の考え方ですが、これは平成 30 年度の本県の発売計画額、約 94 億 8,000 万円を基本として、本年 10 月の全国自治宝くじ事務協議会で可決された平成 31 年度の全体の発売計画などを考慮して設定したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 79 号米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しを求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**熊谷副部長兼総務室長** 受理番号第 79 号米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しを求める請願について、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

まず、1 でございます。請願の要旨の部分の 3 行目にもございますが、全国知事会米軍基地負担に関する研究会についてでございます。

(1) のとおり、設置年月日は平成 28 年 11 月 21 日でございます。

(2) の設置目的と開催状況でございますが、沖縄を初めとする在日米軍基地に係る負担の状況を広く理解し、共通理解を深めることを目的として設置されたものでございます。沖縄県における米軍基地の現状、日米安全保障と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減、日米地位協定などをテーマとして 6 回にわたり開催され、本年 7 月の全国知事会議において報告が行われたものでございます。

研究会の構成委員でございます。(3) に書いてあるとおり、11 道府県の知事で構成されたものでございます。

(4) でございますが、研究会のまとめといたしまして、沖縄県の面積に占める米軍基

地の割合は依然として高い水準にあること、沖縄県経済に占める基地関連収入割合が復帰時に比べ大幅に低下しており、さらなる基地の返還等が求められること、航空機騒音等の基地に起因する問題の抜本的解決、また基地周辺以外の騒音被害や住民負担の軽減解消のため、日米地位協定の見直しが必要であることとされまして、全国知事会として政府に対応を求めていくこととされたものでございます。

次に、全国知事会の米軍基地負担に関する提言についてでございます。平成30年7月に北海道札幌市で開催されました全国知事会議におきまして決議され、8月に上田全国知事会会長と沖縄県副知事ほか3名で、外務省及び防衛省に対し要請活動を行ったところでございます。

提言は、資料の2ページ、3ページに添付しております。その提言内容につきましては、請願の記載内容と重複いたしますが、資料の3ページにありますとおり、1、米軍機による低空飛行訓練等については、必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練時期について、速やかな事前情報提供を行うこと。2、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること。3、米軍基地等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うこと。4、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進することを求める内容となっているところでございます。説明は以上でございます。

○**軽石義則委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**飯澤匡委員** 全国知事会で、このような研究会が開催をされて提言に至ったということですが、研究会の委員には本県の知事も入っているわけですが、どのようにしてこの11道府県の知事が委員になったのか。米軍基地が存在しない道府県もあるわけですがけれども、そのいきさつについて情報があれば教えてください。

○**熊谷副部長兼総務室長** この11道府県の構成の経緯でございますが、全国知事会から依頼があって、各道府県で応諾したものであり、委員選任の考え方等につきましては、米軍基地のありなし、それから地域ブロックのバランス等を考慮して、委員の就任要請があったものと受けとめております。

○**佐藤ケイ子委員** この請願は、全国知事会でもこのように提言をまとめているとおり、願意が妥当だと思っただけはいるのですけれども、こういう意見書を可決している都道府県というのはあるのかなのか、わかりますでしょうか。

○**熊谷副部長兼総務室長** 申しわけございません。そこまでは把握しておりません。

○**軽石義則委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** 再開します。

○**川村伸浩委員** 本請願につきまして、全国知事会の提言について、国として速やかに検討し実効ある措置をとることというところでありますが、特に日米地位協定につきましては、日米の安全保障条約がもとにある。この見直しについては、日本政府も米国と協議をし、そして補足協定等々も結ばれております。日米の安全保障を守っていくために、今回の提言、特に日米地位協定を抜本的に見直すという部分については、当然日米の関係が非常に悪化する、あるいは安全保障が緩む状況が想定されます。よって、この請願については、採択すべきではないと考えるものであります。

○**佐藤ケイ子委員** 私は、この請願を採択するべきだと思っております。沖縄県民の民意が何度も選挙で示されておりますけれども、なかなか改善できない状況でありまして、地方の住民、それから地方の自治体からすると、もう少し実態を踏まえた対応をしてほしいという思いが強くあると受けとめております。

また、沖縄だけにこの負担を負わせているという状況も全国でも考えていかなければならないですし、政府にも対応を強く求めて、動きをつくってほしいという思いは共通だと思っております。ぜひこの請願を採択してくださるようお願いをしたいと思います。

○**飯澤匡委員** まず、私の基本的な考えをお示しさせていただきますと、やはり日米同盟は、我が国の安全保障のために、現在も必要不可欠なものだと思います。ただ一方で、米国の基地の配置の問題については、対中国、またロシアの動きによっていろいろ変化をしていく。外交努力によって我が国の主権をしっかりと維持をするという努力も必要なことだろうと思います。

確かにこの地位協定に係る問題については、沖縄の基地問題とかなりリンクさせた方向で国会でも議論が進められていると承知しておりますが、自治体の長たる知事会で、抜本的なことについてもかなり踏み込んだ要請だと思っております。

やはり地域住民の状況に立った願意を、国も外交努力によって、何らかのアクションを起こす必要もある時期に来ているのではないかと思っておりますので、今回の内容については異論はないということでございます。

いずれにいたしましても、国防、それから安全保障問題については、今世界の情勢がかなり動いている中で、日米同盟の基軸は緩むことなく、しっかりやっていく必要がある。その上に立った形で、これについては賛成をしたいと思います。

○**軽石義則委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いは、いかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**軽石義則委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**軽石義則委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。

これについて御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

意見書は原案のとおりとすることに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願ひます。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、三陸防災復興プロジェクト2019 実行委員会総会開催日についてほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**白水政策地域部長** 三陸防災復興プロジェクト2019 につきましては、年内に運営計画を策定し、具体的実施に向けた準備を進めるため、今月19日に実行委員会総会を開催することといたしております。この日程の設定につきましては、実行委員会の副会長である沿岸市町村の議会日程等を中心に調整を進めさせていただいたところでございます。

この実行委員会総会には、顧問であります岩手県議会議員の皆様にも御参加いただきたいと考えていたところでございますが、県民と県議会との意見交換会、あるいは各委員会調査が連日予定されている中、調整が十分に行き届かず、総務委員会の県内調査の日程と同日の19日になってしまいましたことにつきまして深くおわびを申し上げます。今後このようなことのないよう、県議会の行事日程にも十分に配慮しながら、日程の設定をさせていただきます。今回はまことに申しわけございませんでした。

○**横道税務課総括課長** 岩手県産業廃棄物税条例の施行状況の検討結果と今後の取り扱いにつきまして、お手元の資料に基づきまして御説明申し上げます。

産業廃棄物税条例は、平成16年1月から導入させていただいているものでございますが、条例では施行後5年を目途として条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づい

て必要な措置を講ずることとされております。

これまでに平成 21 年 2 月、平成 26 年 2 月と 2 回の条例改正を経ておりまして、本年度が 3 回目の検討年度となっておりますことから、今般環境生活部と総務部におきまして検証し、施行状況の検討結果と今後の取り扱いの方向性を取りまとめましたので御報告いたします。

まず、1、産業廃棄物税の概要でございますが、徴税の仕組みにつきましては、産業廃棄物の最終処分場への搬入量に応じて課税するものとなっております。税率は 1 トンにつき 1,000 円、年間の税収は 7,900 万円と見込んでいます。税収の活用につきましては、産業廃棄物の排出抑制、また適正処理の推進に活用するものでございます。

次に、2、産業廃棄物の排出抑制の状況でございます。産業廃棄物の排出量は、次のページの表 1、棒グラフでございますが、東日本大震災津波以降、増加傾向にございましたが、平成 25 年度をピークに減少傾向にあります。また、表 2、折れ線グラフでございますが、再生利用率は平成 23 年度以降 60%以上で推移しており、また最終処分率はほぼ 3%で推移しております。これらの状況から、再生利用が可能なものは再生利用され、それが困難な場合に最終処分されていることがうかがわれ、景気変動にかかわらず最終処分量の抑制に一定程度の効果があるものと考えているところでございます。

次に、3、税財源の活用状況でございますが、この条例の制定時から、環境生活部において循環型地域社会形成推進事業を創設し、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、その他産業廃棄物の適正処分に係る施策を展開しているところでございます。主な事業といたしましては、産業・地域ゼロエミッション推進事業といたしまして、事業者の創意工夫を生かした産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の取り組みが推進されているところでございます。

最後に、4、今後の方向性でございますが、箱囲みに 3 点記載してありますとおり、産業廃棄物税による最終処分量を抑制していくこと、税収を活用して排出抑制等の施策を重点的に展開していくこと、また北東北 3 県で歩調を合わせて施策を展開していくことが必要であるという観点を踏まえまして、引き続き税制度を維持することで検討していくことが適当と考えているところでございまして、前回と同様、各種施策の効果などを検証する観点から、5 年後における施行状況の検討と必要に応じた措置を講ずる旨の規定を追加する条例改正案を検討しているところでございます。

説明は以上でございます。2 月県議会定例会に条例案を提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○中野総務事務センター所長 庁内保育施設の整備について御説明申し上げます。

お手元に配付しております庁内保育施設の整備についてをごらん願います。まず、子育て世代職員を取り巻く現状と課題でございますが、県内では例年 4 月 1 日時点で待機児童が発生し、年度内に増加する傾向があります。特に低年齢児の年度途中の入所が難しく、復職を延期する職員もいるなど、子供の預け先の確保が課題となっております。また、新

規採用職員数が増加しており、子育て世代の職員の割合が高まっていることから、安心して業務に専念でき、子育てしやすい環境整備をしていく必要があります。

次に、岩手県次期総合計画との関連でございますが、庁内保育施設の整備については、現在策定中の岩手県次期総合計画第1期アクションプラン—行政経営プラン(仮称)—(中間案)において、職員の仕事と生活の両立をかなえ、安心して職務に専念できる職場環境の実現につながる具体的な取り組みとして盛り込んでいるところでございます。

そして、庁内保育施設の設置に関する検討ですが、これまで副部長級職員で構成する検討委員会において検討を進め、今般具体案を盛り込んだ検討報告書を策定したところです。今後この報告書に基づき、庁内保育施設の整備を進めていきたいと考えております。

その具体案につきましては、設置場所は盛岡地区合同庁舎医療局棟1階とし、県産木材を活用して改修することとしております。開設時期は2021年4月で、これは盛岡地区合同庁舎の耐震化工事終了後となります。保育施設の分類は、地域型保育事業による認可保育所となります。この事業では、一般利用者の受け入れが必須となるほか、保育対象年齢はゼロ歳児から2歳児までとなるものでございます。定員は18人で、このうち一般利用者の地域枠は5人以上となっております。事業運営は、民間保育事業者を公募により選定します。

これらの具体案等を盛り込んだ検討報告書につきましては、お手元に配付しておりますが、この場での説明は割愛させていただきます。

なお、整備に向けた今後の主なスケジュールでございますが、平成30年度は2月議会に医療局棟の改修に係る設計委託費及び改修工事費について提案させていただき、2019年度から2020年度には医療局棟の改修工事、保育事業者の公募、入所者の募集、決定を行い、そして2021年度の4月1日に庁内保育施設開所予定として進めさせていただきたいと考えています。説明については以上でございます。

○**軽石義則委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**千葉伝委員** 庁内保育施設について、今の説明の最後の部分で、定員が18人で地域枠が5人ということで、13人が県職員の枠ということですが、実際、庁内の職員にこの保育所の必要性についてのアンケートなどをおやりになったのでしょうか。それで、活用したいという意見はどの程度あったのでしょうか。

○**中野総務事務センター所長** お手元の報告書の4ページをお開きいただきたいと思います。これは、平成28年10月に県庁舎と盛岡地区合同庁舎の職員を対象に行った調査でございまして、その4の(2)のところに県庁又は盛岡合庁内に庁内保育施設を設置した場合に預けるかという質問に対して、実際に乳幼児がいる方、あるいは出産を予定している方、247世帯から回答を得たところ、34%、約3分の1から預けたいという回答がありました。

また、7に、育児休業の取得状況がございまして、平成29年度は育児休業を34人取得しております。下の表の参考1を見ていただきたいと思います。平成29年度の34人のうち、

盛岡地区の方は12人となっています。そのうち男性が4名、女性は8名となっています。ですから、12人ぐらいが盛岡地区で出産なさって、その3分の1程度が庁内保育所に預けるのではないかということをご過去の事例から推測しております。

○佐藤ケイ子委員 先ほど産業廃棄物の関係で説明がございましたけれども、県も市町村も、並木や立木の伐採、処分などを建設業者に依頼するわけですが、その際に伐採した木は産業廃棄物なので処分場に持っていかなければならないということなのです。業者の方々は、再生可能エネルギーやバイオマス発電などに持っていきたいのですが、それは許されないと聞いております。県は再生可能エネルギーなどを進めているのに、実態は違うと言われるのですけれども、運用とかは変わる可能性はあるのかをお伺いしたいと思います。

それから、庁内保育所について示されまして、具体的に動き出し、よかったと思っております。事業所内保育所ですので、地域枠も限定されるということなのでしょうけれども、実際は盛岡市役所など、あちこちの利用も見込めるのではないかと考えているのですが、利用者はやはり県職員が優先ということになるのですよね。事業主の保育所運営費の持ち出しもあると思うのですけれども、それはどの程度を見込んでいるのかお伺いできればと思います。

○横道税務課総括課長 立木の処分の関係でございますけれども、御質問の趣旨とは少し違うのですけれども、最終処分場に持ち込まれば、課税になるのですが、その前にバイオマスなどに利用されるものもあるのでしょうか、バイオマスの原料に持っていけないという経緯につきましては、私どもでは承知しておりませんので、御質問の内容につきましては環境生活部に伝えさせていただきます。

○中野総務事務センター所長 県職員の保育に係る事業主としての負担でございますが、県職員12名、一般が6名でシミュレーションした結果、年間で332万1,000円の負担と計算しております。

○飯澤匡委員 数点あります。

ただいまの庁内保育所の施設整備についてですが、研究会をつくって検討し、一定程度の姿勢を示したということです。それで、県庁の職員等にアンケートはしていますが、別の目で見れば、民業に対する影響というのものもあるわけですが、民間事業者たちとは事情聴取なり、今の状況や将来の状況なりについてお話し合いをした上でこのような方向性になったのかどうか、それを確認します。

○中野総務事務センター所長 保育事業者とは直接お話ししていないのですけれども、盛岡市役所に話を聞いたところ、現段階では4月1日では待機児童は出ていないのですけれども、それ以降になると特にゼロ歳児、1歳児につきましては待機児童が出ているので、市としてもこれを進めることに対して特に反対という意見はないと聞いています。

○飯澤匡委員 おのおのの企業努力でやっている部分もあると思いますが、あくまで盛岡市の推測です。まだ時間がありますから、状況等を全体的にしっかりと把握しながら行う必

要があると思います。庁内保育所の設置を進めるという方向に対して反対ではないのですが、県が独自で県庁の職員を対象に設置するというを中心に押し出すよりも、圏域全体で前に進めるようなことを考え、共通認識を図らないと。いろいろな思いを持っている方々もいらっしゃいますから、ぜひお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○中野総務事務センター所長 今委員からお話があったとおり、周りの事業者ですとか、市に相談したり、これからいろいろ考慮しながら進めていきたいと考えています。

○飯澤匡委員 それでは、2点目の質問に移ります。

国際リニアコライダーの状況については、この間、鈴木厚人岩手県立大学学長が学術会議の中間案に対して、逐一科学的に是正措置を求めたり、事実誤認に対するさまざまなアクションを起こしたことは大変よかったと思っています。この間、報告もされ、今日出席の皆さんもその内容については理解されていると思いますが、その後、大分マスコミに対する反響も大きくて、学術会議のメンバーが国会のILC議連の皆さんと懇談を図ったという話もありますし、その後の動きについて把握していることがあれば、それをまずお知らせ願いたい。

それから、2点目は、次はいつ学術会議が開かれて、この結論を出すのかというスケジュールが一番気になるころなのですが、その点について把握しているかどうかお知らせ願いたいと思います。

○佐々木理事兼科学ILC推進室長 ILCの動向であります。学術会議の経路を経て政府の意思表示という流れの中で、やはり学術会議の動向が注目されるところであります。ヨーロッパの長期戦略とのかかわりが課題と言われているところであります。本日、東京でILCの超党派の国会議連、それから自民党の連絡協議会の総会が行われております。そこにはリン・エバンス先生、それから村山斉先生が見えて、アメリカ、ヨーロッパの状況を説明することになっております。

現在は学術会議の動向が明確ではないという状況の中で、ヨーロッパサイドが当面は年末を日本の判断の期限的なものとするという提示があったわけですが、ヨーロッパとしては年を越してもいいということが言われるかどうかについてをまさに今日午前中、東京で説明がされている状況です。

学術会議につきましては、幹事会が今月の19日に行われます。そこで一定の取りまとめが行われるよう、関係者の中でも働きかけをしているところです。まずは19日、あるいは今回の19日を逃した場合は来月ということになりますが、学術会議の流れとヨーロッパ、アメリカの現在の状況を踏まえながら、即座に対応できるように我々も準備していきたいと思っております。

○飯澤匡委員 ILC建設推進議員連盟の主要メンバーと、家委員長を初めとする学術会議のメンバーが急遽懇談を持って、かなり込み入った話し合いをしたと聞いています。そこで、正確かどうかわかりませんが、家委員長から、中間案はあくまでたたき台だというコメントが出たということです。これは非公式な話なので表に出ませんが、学術会

議としてどれだけ腰の据わった議論をしたのかと、非常に残念な状況だと感じています。そうは言っても、ある一定程度のプロセスを踏んでいかないと国としての決定は進んでいきません。今国会議連が、随分積極的に動いていますので、それは非常に歓迎すべきことでもあり、自民党としても連絡協議会を中心にして、党を挙げて推進方向に進んでいるというのは非常にありがたい話ですので、その推移を見守りたいと思います。

いずれにいたしましても、これまでも情報収集については、科学 I L C 推進室が一生懸命やってきましたが、やはり本県が主要な研究機関の場所でありますから、適宜、情報については、正確さを期するのももちろんですけれども、岩手県としての情報発信をしていただくように努めてもらいたい。学術会議の中間案についても、やはり新聞の一面に大きく載ると、私の地域の住民もほとんどだめではないかと、非常に不安に感じている方もいます。私はそういう方々には、スタートラインに立ったのだ、これからが本当の正念場と答えています。そういう正確な状況を科学 I L C 推進室はしっかり発信すべきだと思いますが、いかがですか。

○佐々木理事兼科学 I L C 推進室長 委員の御指摘のとおりと我々も思っているところでありまして、まさに学術会議で論点が示されて、さまざまな意見のやりとりがございます。こういった学術会議の進展を見て、地域の皆様に事実はどうかといった説明を積極的に行っていきたいと考えております。

今学術会議は、まさに審議の真ただ中でありますので、その状況を見きわめながら、しっかりと地域と協力して進めていきたいと思っています。

○飯澤匡委員 いわゆる慎重派と言われる、I L C を考える会の方々が、県や一関市の進め方として、学校の生徒を宣伝材料にしているということの問題点として指摘をしたにもかかわらず、その内容についてのビラを学校の校門でまいた。原子力の福島原発の事故を連想するような内容のビラを学校の前で配ったのです。これは、いわゆる一つの政治活動と捉えてもいいだろうし、御本人たちが言っていることと真逆のことをやっているのではないかと思います。トリチウムの拡散について、それから過大な都市機能について、指摘をしているのはこの2点です。

I L C 推進協議会や、KEKの方々が事実を照らした、正確な情報をしっかり地域の住民にも知らせるようすべきだと思うのですが、それについてはいかがですか。

○佐々木理事兼科学 I L C 推進室長 御指摘の課題とされていることについては、事実を正確に繰り返し丁寧に説明していきたいと思っています。比較対象にされるものとは実際に物が違いますので、その辺りは繰り返し丁寧に説明していきたいと思っています。

○飯澤匡委員 次、3つ目に行きます。一般質問で、佐々木努議員が県の次期総合計画についていろいろ質問しました。その中でも触れましたが、我々の会派で県内33市町村の首長に、若干首長にじかに会えない自治体もありましたけれども、来年の予算要望と、次期総合計画について、平場の大きな会議場では県にはなかなか言えない雰囲気もあるのでしょうか、そういうことも考慮して、マンツーマンでいろいろ意見聴取をしました。

私は沿岸地域、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市を回ったのですが、私が仕向けたわけではないですけれども、三陸防災復興プロジェクト 2019 について、首長からお話がありました。一つ大きく言えるのは、自治体の財政や人口の規模によって考え方がやはりいろいろなのだ。規模の小さい自治体は、県がやることについてはなかなか単独自治体ではやれないので、できるだけ復興の状況についても積極的にかかわるような形でやりたいという意見もありました。それからもう一つ、極端な例ですが、はっきり言って迷惑だという意見もありました。これは私が促したわけではないですよ、きちんと聴取して聞いたわけですから。こういう人を集める作業を一方的にやられても非常に困ると。その内容についてどれだけ県と詰めていますかという問いに対して、事務方ではやっていますけれども、はっきり言ってそんなに期待感はないと。勝手にとは言わないけれども、県がやっているという状況なのではないかという意見もありました。これは極端な例です。全部ではありません。

それで、何を言いたいかというと、前回の 9 月議会でもその内容について議論しましたが、どれだけ一過性のイベントではなく、それから被災自治体にとって持続性のある政策効果が発揮できるか、これに尽きるわけですが、どうもそうではないところもある。そこがやはり問題だと思うわけです。今さらやめろとは言えないでしょうけど。

三陸防災復興プロジェクト 2019 の実行委員会の総会についても、私は 19 日は、総務委員会の現地調査があるので早々に欠席の通知は出しましたが、そういう会議で県がこうやりますと言うことについては、なかなか逆らえないという声もありました。それらの声はどのように理解しているのか。今後進めるに当たって、やはりもう少し丁寧な説明であったり、真水のお金 4.8 億円をかけるのであれば、その効果を発揮するには、もう少し自治体との連携が必要ではないかと私は痛感したわけですが、私らが調査した件も含めてどのように進めていくか、お考えを示していただきたいと思います。

○小野寺参事兼三陸防災復興プロジェクト 2019 推進課総括課長 市町村との連携に関しまして御意見を賜りました。我々も基本計画の 3 月の策定に向けて、沿岸市町村長への個別訪問、それから三陸連携会議、市長会、町村会の会合、市町村の担当者の会議などを通じまして市町村と意見交換や情報共有を図っておりまして、行事の実施については御賛同をいただいていると認識しております。

それから、一例といたしまして、市町村の担当者会議の場では、情報発信の協力に向けて大変積極的な姿勢をいただいたほか、内陸、沿岸の連携という観点では、内陸の市町村から、郷土芸能や食を初めとする内陸の地域資源をプロジェクトに提供するといった、全体として非常に前向きな発言もいただいているところでございます。

それからまた、報道でも拝見いたしましたけれども、開催場所となる沿岸市町村におかれましては、一部の御意見かもしれませんが、会期中に関連事業の実施を検討したいという前向きな発言もお見受けしたところでございまして、我々も、プロジェクトの関連事業としていかがかというような働きかけをしております。そのように、我々の手応えとして

は大分一緒にやっ払いこうという機運が醸成されているのではないかと感じているところ
でございます。

ここ数カ月、個別の事業毎に沿岸で市町村ブロック会議を開催したりですとか、市町村
の個別訪問を相当程度実施しております。それから事業によっては市町村から紹介を受け
まして、災害公営住宅の自治会長にいろいろお話を伺うなど、市町村や、地域の意見の反
映にも努めているところでございます。これからもこういった個別の協議などにより、共
有しながら進めていきたいと思っておりますし、ただいま委員から御指摘のあったように、
もしさまざま御意見があるとすれば、我々も今後改めて市町村長を訪問したいと思ってお
りますので、我々なりに御意見を伺い、調整状況を御説明しながら、足りないところが
あればさらに御意見を伺って、復興途上である市町村の状況にも十分配慮しながら進めて
まいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 当該課で進めているのを全否定するわけではないのですが、広域振興局に
対する期待感も若干にじんできていると思うのです。私が感じたのは、あえて三陸防災復興プ
ロジェクトの話を振らなくても、県との距離感について感じているのではないかと。三陸
防災復興プロジェクトは、県が主導的にやるという形で、県がいろいろ提案をしている。
その中でなかなか言いづらい部分もあるし、県の広域振興局とは、三陸防災復興プロジェ
クトや産業振興についてどういう意見交換をしていますかと聞いても、なかなかそこまで
至らないということです。不満までは言わないけれども、期待感がないという状況なので
す。そういう背景があって、県がこうやるということには、県がやることでしょうから、
というのが平均的な見方ですよ。

県税を使ってやるわけですから、今後の効果についてもお互いの意思を合わせて進んで
いかないと。これだけのお金を投資して、今後沿岸広域振興局でもこれだけの効果を狙わ
せたいとまで言わせないとなかなか気持ちを一つにしていけないと思うのです。そうい
うのも実際感じました。それについてはどうですか。広域振興局の体制などにまで話が及ん
でくるのですが、そこも含んで。次期総合計画についても審議がこれから本格的になるわ
けですが、同じ地域を預かる、自治体の長は地域全体の地域経営を任されているわけだ
から、首長たちは将来に対して県に期待することは、そういう地域経営に合わせたことだ
らうと感じております。その点については丁寧に説明するだけではなくて、前広に将来の
おのおの自治体のことも考えていく必要があると思うのですが、いかがですか。

○小野寺参事兼三陸防災復興プロジェクト 2019 推進課総括課長 将来も見据えてとい
った御意見を賜りました。先ほどの御意見の中にも、一過性の行事ではなくといった御指
摘も頂戴したところございまして、我々もまさに持続性のある展開が必要であると思
っているところでございます。

22 事業を来年予定しておりますけれども、こうした観点から事業別の検討チームをつ
くって、県庁内の各部局だけではなく、沿岸広域振興局、県北広域振興局にも入って
いただいて、意見交換を行い、一体となって進めているところでございます。今般公表し
ようと

考えている運営計画におきましては、新たに今後の展開方法といった項目も設けまして、先ほどの一過性の行事ではなく、持続性のある展開ということを勘案して、次期総合計画における復興プラン、三陸防災復興ゾーンプロジェクト、それから文化・スポーツレガシープロジェクトなどにつなげて、持続的な地域振興を図っていきたいといった方向にまとめております。今後とも、委員の御指摘に十分配慮して市町村と沿岸広域振興局等と一緒に意見交換しながら進めてまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 先ほど説明をいただきました岩手県産業廃棄物税条例の関係でお伺いしますけれども、東日本大震災津波発災以降、処分量が非常に多くなってきたということがこの棒グラフを見てもわかるわけですが、発災以降、年数が経過する中で、もう少し処分量が減少するのかと思っておりましたが、これを見るとそこまでの減少ではない。実際の処分量は担当課で押さえているのでしょうか、税の関係では今後の税収の見通しをどのように立てているのか、お伺いします。

○横道税務課総括課長 今後の税収の見通しは、現在平成 30 年度の当初予算では 7,900 万円ほどを見込んでおります。7 万 9,000 トンの最終処分量となりますが、少しずつ減少していくと見込んでおります。

○工藤大輔委員 それは、震災前の状況になるのでしょうか。震災前と今では、最終的な税収は変わらないのでしょうか。

○横道税務課総括課長 2 ページに平成 22 年度の棒グラフがございますけれども、棒グラフのてっぺんの黒いところに、67 と書いてあり、震災前が 6 万 7,000 トンということがございます。現在は、平成 28 年度の棒グラフですと 80 と書いてあります。先ほど 7 万 9,000 トンと申し上げましたけれども、その近似値になっております。これが徐々に震災前のレベルになっていくものと思っておりますけれども、どれぐらいかかるかは若干流動的でございます。

○工藤大輔委員 了解しました。

次に、庁内保育の関係ですけれども、報告書をまとめていただいて配付していただきましたが、もう少し丁寧な説明があってもよかったです。最初の概要を見て読み込もうと思ったのですが、意外とボリュームがあったと思いますので、説明がなかったところについてお伺いしたいと思います。

先ほど飯澤委員の質問の中で、この整備に当たって、近隣にも保育施設がある中で、盛岡市からのヒアリングはしたということでしたけれども、やはり近隣の保育施設の状況を一番考慮しなければいけないのではないかと思います。待機児童の状況を踏まえて整備するという方向かとは思いますが、近隣の保育施設の状況についてお示し願いたいと思います。

また、定員の根拠ですけれども、先ほど一定の説明はあったわけですが、定員を 18 人にする根拠をお示してください。

また、保育所の定員には弾力性を持たせられるはずだったわけですが、定員 18 人で希望

者が多かった場合の弾力的な運用はどのように考えているのかをお伺いします。

それと、一般枠として最低5名ということですが、県職員以外は一般ということでしょうか。盛岡市の職員の子供であろうが、どこの職員の子供であろうが一般枠ということでしょうか。

○中野総務事務センター所長 まず、資料の5ページを見ていただきたいのですが、下の表でございますが、岩手県内の待機児童数の推移がございまして、その中に、平成29年度4月1日時点というのがあるのですが、全県では178名の待機児童がありますが、盛岡市はゼロとなっております。その下を見ていただきたいのですが、6カ月たった10月1日ですと、盛岡市内は161名の待機児童が出ておりまして、そのうちのゼロ歳児から2歳児が全体のほとんどを占めているということございまして、近隣の保育園でもゼロ歳児から2歳児については定員を超過しているという状況にあると聞いております。

あと、定員18人の根拠でございますけれども、規模的なこともございまして、先ほども御説明したとおり、7ページの参考1でございますが、育児休業をとった方が平成29年度は34人ございまして、うち盛岡市は12人でございます。この中で3分の1が希望すると4人程度。これは、知事部局だけですので、教育委員会とか警察も含めると若干ふえるのかもしれませんが、あとは定員が19人以下だと小規模施設ということで、比較的、制度的に運用が柔軟にできるので19人以下で考えております。

それから、一般枠が5名で、その他に、県職員枠が12人なので1人枠があるのですが、この1名につきましては県庁内あるいは合庁内にある事業所、岩手銀行や県庁生協、杜陵信用組合などに該当する職員からの希望があれば対応していきたいと。外部に広げますと少し対象が多過ぎて、そして枠が少ないので、県庁内合庁内にある事業所に限っては状況を聞きながら入れていきたいと思っております。

弾力的運用につきましても、応募状況等を見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 運営費をどのくらい見込んでいるのかということと、病児保育を対象としているのかについてお示しいただきたいと思っておりますし、今回2歳児までということですが、検討過程の中で希望が多ければ3歳児以上をどうするかとか、規模の問題だとか、その辺のニーズも含めてどのように検討されてきたのか、お伺いします。

○中野総務事務センター所長 経費でございますが、先ほど御説明しましたが、県負担分は県職員12名の利用とすると運営経費332万1,000円と考えております。あとは、先ほどの資料にありましたけれども、職員の状況や有給休暇の取得状況から考えまして、希望者全員が入れるかというのはあるのですが、4月1日時点だとまず既存の保育施設に入れますので、途中でぜひ入りたいという人を何人か救える効果はあると考えております。

病児保育につきましても、職員の中からも設置してほしいという話もあったのですが、実際は医療施設との連携が必要であるとか、別な入り口をつくり、完全に分けなければいけない、専門の看護師や保育士も必要ということで、まず設置当初は通

常の保育施設だけにして、病児保育につきましては、状況を見ながらと考えています。

○熊谷副部長兼総務室長 運営費ですが、検討報告書の 20 ページに運営費をシミュレーションした結果を載せております。現在考えておりますのは、2 番の認可保育所、地域型保育事業でございます。これが 19 人以下の定員ということで、県職員を 12 人と仮定してシミュレーションしたものでございます。運営費全体に関しますと、支出が 3,400 万円余、収入は保育所事業でございますので公的給付がございまして、公的給付と本人負担、それから事業主負担を合わせまして 3,600 万円ほどの収入があつて、250 万円ほどでペイできるのではないかとこのシミュレーションをしております。今所長が答弁いたしました 300 万円余というのは、県の事業主負担分ということでございます。

○中野総務事務センター所長 3 歳児以降の預け先についてでございますけれども、資料の 5 ページを見ていただきたいのですけれども、4 月 1 日時点では盛岡市内であれば 3 歳児におきましては待機児童はなしとなっておりますが、10 月 1 日以降であれば 3 歳児は 2 人ほど待機児童がいる状況になっております。3 歳児につきましては、4 月 1 日時点ではどこかの保育園には入れるものと思っております。

○熊谷副部長兼総務室長 3 歳児の件でございますが、待機児童の発生する割合が高いのが 2 歳児未満で、そこに焦点を絞っているところでございます。年齢が上がってくれば、将来の小学校入学などを見据えて、職場の近くよりも居住しているところの近くに入所させる方が多い。実際に職員のアンケートも行ったところ、そういう声もございましたので、ゼロ歳児から 2 歳児の低年齢児に焦点を絞って保育所事業を運営したほうがいいというのが研究会の結論でございます。

○関根敏伸委員 私からも I L C のことをお聞きいたします。先ほど飯澤委員とのやりとりの中で、いろいろ現状については理解しました。私も議連の役員として、今年に入って 3 度国に要望させていただいておりました。議連の議員の皆様方の積極的な発言とは裏腹に、省庁の担当の方々の対応はなかなか厳しいと思いつけており、つい先日の省庁訪問についても、同じような印象を持っておりました。

一方で、学会の方向性については、新聞で知る範囲でしかわかっていなかったわけですが、相当厳しいという思いを持ちつつ、この流れが変わってくるのかと思っておりましたが、やはり今に至っているという状況です。スケジュール的には、本来は年内に学会からの答申が出され、政府判断という時期が間近に来ているわけですが、この判断時期がヨーロッパの研究者の方々の理解もあつて仮に一、二カ月延びたとしても、もう少し国民的な理解ですとか、少なくとも東北、北海道、あるいは近隣の議会、道県の自治体の広がりをもう少し、政府関係者、省庁関係者に理解していただくよう動いていかなければならないと感じております。

そんな中、当県の議会としては宮城県と共同議連をつくっていますし、最新の情報だと、東北、北海道の議会の中で三つ、四つ決議を出していただいている。今後、12 月定例会でさらに二つ、三つ決議を出していただける流れですから、恐らく東北、北海道の全議会は

意見書発議していただけるのだらうと思っております。これは議会の役割だらうと思っておりますが、仮に一、二カ月猶予ができたとしても、国民的な理解、あるいはもう少し東北、北海道の枠を広げた理解の醸成を図っていく必要があるだらうと思っております。

先般も東北・北海道知事会との共同で要望を行いました。知事がおいでになったのは達増知事だけでした。他の道県は担当者レベルにとどまっていた状況でしたが、やはり対応する側としては受け取る雰囲気もあるのではないかと考えております。

仮に今後政府が何らかの形で関心を示すという意思表示をし、猶予期間が仮に延びた場合、残された2カ月、3カ月で何とか物にしていくために、県の残されたスケジュール感ととり得るべき対応策等々について、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○佐々木理事兼科学I L C推進室長 今月、北海道東北地方知事会、あるいは道県議会に要望をしていただきました。これからの短い期間ではありますが、タイミングを失しない形で東北単位、あるいは団体等の要望活動は必要だと思っております。今さまざま手を尽くして調整をさせていただいております。議員の御意見もそのとおりに思っております。

場合によっては県議会の議員の皆様にも、このタイミングで、こういった形ではどうかと相談もさせていただければとも思っておりますので、今は県、そして東北一丸となつて、政府に実現を働きかける大事なタイミングだと認識しております。種々相談もさせていただきたいと思っておりますし、さまざまなアドバイスをいただければと思っております。

○関根敏伸委員 ここ一、二カ月、サポーターを募ったり、いろいろな動きは加速しているとは思っております。そういった意味では、残された時間で我々の活動をどう盛り上げていくかという、本当にせめぎ合いのような状況になっていると思っております。当然議会としても汗をかいていくつもりではいるのですが、先ほど申し上げましたとおりに、より一層連携をとりながら、より一層広がりをつくっていかなければならない。国会議員の中でもI L Cとリアモーターカーをいまだに混同して理解をされている方も多いと漏れ聞こえてきますし、関東から西に行くときさらに理解されていない国民も多いのではないかと印象も残念ながら持たざるを得ない状況です。

今までの努力、あるいは実現される可能性について、本当に理解をしている人は十二分に理解をしているわけですけれども、残された期間、より一層広がりがつくられるよう議会との連携も踏まえて、さまざま密にやっていただきたい。我々もそのつもりでおります。

○軽石義則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております。

す閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、I L Cの最近の情勢についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の12月の県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております平成30年度総務委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。